総社市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市教育委員会教育長 久 山 延 司

総社市教育委員会規則第1号

総社市就学援助規則の一部を改正する規則

総社市就学援助規則(平成22年総社市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

改正

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校(中等教育学校前期課程を含む。)又は義務教育学校に在学し、総社市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により総社市立の小学校又は中学校への就学を許可された児童生徒の保護者であり、次のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く。

(1) 略

- (2) 要保護者以外の児童生徒の保護者で、次のアからエまでのいずれかに 該当する者
 - ア 申請受付日において住民基本台帳上の世帯全員及び生計が同一である者の前年(申請受付日が1月1日から3月31日までの場合は前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。ただし、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が存するときは、当該合計所得金額から10万円(給与所得及び公的年金等に係る所得の金額の合算額が10万円未満の場合は、当該合算額)を控除した額と

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校(中等教育学校前期課程を含む。)又は義務教育学校に在学し、総社市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により総社市立の小学校又は中学校への就学を許可された児童生徒の保護者であり、次のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く。

前

(1) 略

- (2) 要保護者以外の児童生徒の保護者で、次のアからエまでのいずれかに 該当する者
 - ア 申請受付日において住民基本台帳上の世帯全員及び生計が同一である者の前年(申請受付日が1月1日から3月31日までの場合は前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が、教育委員会の定める需要額未満である者

改 正 後	改 正 前
<u>し</u> , その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が、 教育委員会の定める需要額未満である者 イ〜エ 略 2 略	イ〜エ 略 2 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の総社市就学援助規則の規定は、令和3年度の就学援助費の支給の認定から適用し、令和2年分の合計所得金額確定前に行う就学援助費の支給の仮認定については、なお従前の例による。